



リライズ.Jr 規約

【名称および所在地】

本クラブは「リライズ.Jr」と称する。事務局を長崎県諫早市におく。

【目的】

本クラブは、サッカーを通じて子供たちの人間力の向上と自立を目指す。

【入団資格】

本クラブの趣旨に賛同し、本規約を厳守できる者。

【会費】

1. 年会費:4月1日から3月31日までを事業年度とし、毎年度、年会費を納入しなければならない。金額および納入方法は別途定めることとする。
2. 月会費:毎年4月から翌年3月までの12ヶ月間、月会費を納入しなければならない。金額および納入方法は別途定めることとする。
3. その他:遠征費・合宿費などは、実費負担する場合がある。
4. 一旦納入された上記の費用は、理由の如何を問わず返金しない。

【退会】

クラブ員と保護者双方から退会の申し出があり、所定の届けを提出した後、代表者の許可を得た場合、退会を認める。退会希望者は、退会希望日の15日前までに保護者が申し出なければならない。なお、会費は、退会日の月分まで支払うものとする。

【休会】

保護者から休会の申し出があり、代表者の許可を得た場合、休会を認める。また、1ヶ月全て休んだ場合の月会費は不要とする。3ヶ月以上の休会の場合、要相談とする。

【除名】クラブ員および保護者が、次の事項に該当する場合、除名することができる。1. 本規約に違反したとき。

2. 本クラブの名誉と品格を著しく損なう言動があったとき。
3. 本クラブ内で共有する情報および個人情報等を漏洩したとき。
4. 会費の滞納および納入の意思がないとみなされたとき。

【保険】

本クラブ会員は「スポーツ安全保険」に加入する。手続きはクラブスタッフがを行い、費用は年会費に含まれる。クラブ活動および移動に関する事故等に対する補償は、加入する保険約定の通りとする。また、事故等について、クラブおよび関係者は一切の責任をおわないものとする。

【免責事項】

本クラブ会員は、本クラブにおける盗難、傷害、その他の事故について、本クラブに対して何ら賠償請求することはできない。

【個人情報】

スクール員の個人情報は、運営およびクラブ発展のため必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された撮影物等に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとし、本クラブはそれを広報活動に使用することができる。

【規約改定】

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができる。また、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

附則 この規約は、2024年4月1日から施行する。リライズ.Jr 細則

【活動日】

1. 月・水・木曜日(18:15~20:00) ※土・日・祝 活動あり
2. 天候不順等で、練習を休講する場合がある。その場合は、活動時間の1時間前までに、LINE @およびSNSで、その旨を連絡する。

【会費】

1. 年会費 ¥ 10000毎年度4月に、月会費と一緒に支払い。
2. 月会費 ¥ 5500 /月（兄弟が在籍している場合、2人目からは割引あり /月）月末までに支払いを行う。会費についてはホームページに
3. その他(練習着、遠征費、合宿費等)は自己負担する場合がある。

別表:年会費・月額費

リライズJR	年会費	月額費
	10000	5500

(年会費について)

- (1) スポーツ保険料、練習に必要な備品や薬品の購入費、またチーム運営費に充てる。
- (2) 年会費は10000円とする。

(月会費)

- (1) 納入日は毎月末とする。
- (2) 納入方法はクラブが用意する会費袋で納入する。
- (3) クラブを退会する場合、その月までに納入する。
- (4) 兄弟で会員になる場合、一人目は通常通り、二人目以降は月会費を減額致します。

※2人目1000円割引

※3人目について

年会費 半額

月謝 3人目が選手コースの場合 2000円

3人目がスクールコースの場合 無料